



鳥取県公報

平成16年 8月27日(金)
第 7 6 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (600) (西部総合事務所農林局)	1
	指定居宅サービス事業者の指定 (601) (長寿社会課)	2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (602) (")	3
	結核予防法による医療機関の指定 (603) (健康対策課)	4
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (604) (経営支援課)	4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (605) (森林保全課)	4
	建築基準法による道路の位置の指定 (606) (建築課)	5
公 告	平成16年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等経験者対象 (経営指導職)) の実施 (人事委員会事務局任用課)	6
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課)	8
正 誤	平成16年 8月17日付鳥取県告示第580号中訂正	13

告 示

鳥取県告示第600号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 8月27日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

- 監 事 高 橋 英 紀 米子市尾高1158
 - " 河 合 肇 西伯郡岸本町岸本294
 - " 梅 林 喜 男 米子市石州府441
- 平成16年 4月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 監 事 河 合 肇 西伯郡岸本町岸本294
- " 中 曾 幸 男 米子市福万162

” 伊 達 孝 志 米子市尾高1168
平成16年5月1日就任 任期平成20年4月30日まで

鳥取県告示第601号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
フォレストバレー株式会社 代表取締役 森田優二	米子市末広町219-1	グループホーム東福原の家	米子市東福原七丁目10-35	痴呆対応型共同生活介護	平成16年5月26日
社会福祉法人親誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町158	社会福祉法人親誠会ホームヘルプたんぼ昭和町	倉吉市東昭和町165	訪問介護	”
社会福祉法人中央会 理事長 西田春政	八頭郡河原町大字稲常463	社会福祉法人中央会介護老人保健施設かわはら	八頭郡河原町大字稲常463	通所リハビリテーション	”
特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター 理事長 山元美津江	八頭郡用瀬町大字安蔵164	特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター	鳥取市湖山町南三丁目101-24	通所介護	”
株式会社ソルヘム 代表取締役 伊藤正	東伯郡東伯町大字徳万70-1	グループホームひなたぼっこ	西伯郡中山町塩津763-2	痴呆対応型共同生活介護	平成16年6月28日
鳥取医療生活共同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉町566	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	通所介護	平成16年6月30日
有限会社和企画 代表取締役 田中文子	倉吉市幸町532-1	デイサービスセンター和	倉吉市幸町532-1	”	”

有限会社ホーム ケア・アイム 代表取締役社長 山田満壽子	倉吉市明台町1037 - 4	キャン・デイ樹家 夢	倉吉市国分寺278	〃	〃
有限会社中央福 祉交通 代表取締役 吉 岡一男	米子市三本松二丁 目11 - 26	有限会社中央福祉 交通介護事業部	米子市三本松二丁 目11 - 26	訪問介護	平成16年 7月28日
有限会社ノーブ ルライフ 代表取締役 賀 本裕子	西伯郡大山町赤松 2458 - 107	デイサービスセン ターあかまつ	西伯郡大山町赤松 2458 - 107	通所介護	〃
株式会社コムス ン 代表取締役 折 口雅博	東京都港区六本木 六丁目10 - 1	株式会社コムスン 西福原ケアセンター	米子市西福原1626 - 1	訪問介護	〃
〃	〃	株式会社コムスン 智頭ケアセンター	八頭郡智頭町智頭 1506 - 1	〃	平成16年 8月18日
医療法人佐々木 医院 理事長 佐々木 博史	西伯郡中山町田中 646 - 1	介護老人保健施設 はまなす	西伯郡中山町田中 1383	訪問リハビリテー ション	〃
有限会社タニノ エージェンシー 代表取締役 谷 野照久	西伯郡大山町保田 199 - 1	ひだまり快護倶楽 部	米子市二本木1124 - 1	訪問介護	〃
医療法人養和会 理事長 廣江弐 目	米子市上後藤三丁 目5 - 1	デイサービスセン ター仁風荘ひこな	米子市彦名町946 - 1	通所介護	平成16年 8月19日

鳥取県告示第602号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代 表者の氏名）	住所（主たる事務所 の所在地）	居宅介護支援事業を 行う事業所の名称	居宅介護支援事業を 行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人中央 会 理事長 西田春政	八頭郡河原町大字稲 常463	社会福祉法人中央会 かわはら居宅介護支 援事業所	八頭郡河原町大字稲 常463	平成16年 5月26日

株式会社ニチイ学 館 代表取締役 寺田 明彦	東京都千代田区神田 駿河台二丁目 9	アイリスケアセンター 倉吉	倉吉市東巖城町120 - 1	平成16年 7月28日
---------------------------------	-----------------------	------------------	-------------------	-------------

鳥取県告示第603号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
むらかみ薬局三柳店	米子市両三柳308	平成16年 9月 1日

鳥取県告示第604号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人 国府町農業公社
岩美郡国府町大字町屋305 - 1
- 2 変更承認年月日
平成16年 8月12日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業

鳥取県告示第605号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年10月21日農林省告示第1297号、昭和42年11月11日農林省告示第1743号、昭和43年10月14日農林省告示第1562号、昭和45年12月23日農林省告示第1949号、昭和52年12月19日農林省告示第1282号、昭和54年10月25日農林水産省告示第1502号、昭和54年11月15日農林水産省告示第1631号、昭和55年 1月23日農林水産省告示第51号、昭和55年 2月29日農林水産省告示第236号、昭和55年 4月24日農林水産省告示第542号、昭和55年 7月11日農林水産省告示第1072号、昭和56年 6月15日農林水産省告示第895号、昭和56年 6月15日農林水産省告示第918号、昭和57年 7月28日農林水産省告示第1318号、昭和57年 7月28日農林水産省告示第1319号、

昭和58年 2月23日農林水産省告示第236号、昭和61年 8月 9日農林水産省告示第1404号、昭和63年11月18日農林水産省告示第1857号、平成元年 7月26日農林水産省告示第936号、平成 6年10月31日農林水産省告示第1473号（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和39年11月19日農林省告示第1396号、昭和41年10月21日農林省告示第1297号、昭和42年 7月 1日農林省告示第984号、昭和56年 6月15日農林水産省告示第918号（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年 7月 1日農林省告示第984号（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年 6月22日農林水産省告示第861号、昭和54年 8月11日農林水産省告示第1145号、昭和55年12月18日農林水産省告示第1653号、昭和58年 6月21日農林水産省告示第1010号、昭和59年 1月17日農林水産省告示第93号、昭和63年 4月16日農林水産省告示第474号、昭和63年11月14日農林水産省告示第1837号（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年 2月25日農林省告示第244号（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに係る市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第606号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を平成16年 8月27日付けで次

のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成16年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市伊木282 - 2 株式会社サンホーム 代表取締役 近藤 茂	東伯郡羽合町大字長瀬 字高浜1541 - 14	幅員 6.00メートル 延長 56.32メートル

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年 8月27日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成16年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等経験者対象（経営指導職））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
経営指導職（一般コース）	1名程度
経営指導職（ITコース）	1名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表の適用を受ける職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、その者の経歴に応じて決定された給料月額のほか諸手当が支給される。

なお、平成17年3月31日までに採用された者には、その者の経歴に応じて決定された給料月額（雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額）のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、つぎのとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1） 昭和29年4月2日から昭和50年4月1日までの間に生まれた者であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
経営指導職（一般コース）	民間企業等における金融、資産運用、企業分析、経営戦略、企業経営又は伝統産業育成に関し、5年以上の実務経験を有する者であること。
経営指導職（ITコース）	情報通信技術分野における専門的な知識及び技能を有し、企業の情報化に関し、5年以上の実務経験を有する者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあっては、次のいずれかに該当する者又は平成17年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

論文審査

(2) 論文及び受験申込書の提出期限

平成16年10月8日（金）

7 第2次試験

(1) 試験種目

教養試験、論文試験、面接試験及び適性検査

(2) 試験の期日

平成16年11月19日（金）

(3) 試験の場所

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成16年11月4日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成16年11月30日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年 4月 1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書 1部に必要事項を記入し、別に作成される受験案内に指示されている論文を添付の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2条第 6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9項に規定する特定信書便事業者による同条第 2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年 9月 8日（水）から同年10月 8日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成16年10月 8日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前 8時30分から午後 5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事概要

(1) 工 事 名 県営第 3 岸溝 2 期地区農免農道（宝殿大橋 P 1 橋脚工）工事

(2) 工事場所 日野郡溝口町金屋谷

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、県営第 3 岸溝 2 期地区農免農道の橋梁の下部工（橋脚）を施工するものである。

(4) 工事概要

りょう
橋梁下部工

橋脚工 1基H=33.0メートル W=8.0メートル

(5) 工 期 平成16年9月から平成17年3月20日

(6) 予定価格 53,980,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

エ 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成15年鳥取県告示第442号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

オ 平成16年8月27日(金)から同年9月8日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成16年4月1日(木)から同年9月8日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

キ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しのできた高さ30メートル以上のりょう橋梁の下部工の工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(エ) 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員として施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア (3)のイの(ア)に掲げる基準を満たす者であること。

イ 主任技術者にあつては、(3)のイの(イ)に掲げる基準を満たす者であること。

ウ 監理技術者にあつては、(3)のイの(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 請負契約に関する書類の閲覧場所

鳥取県日野総合事務所閲覧室 日野郡日野町根雨140 - 1

4 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年8月27日(金)から同年9月8日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukyouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年8月27日(金)から同年9月8日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡都家町大字都家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140 - 1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(電話番号0859 - 72 - 2023)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のイ及び(4)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を1名専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。
- (9) 技術資料等を提出する者が1者のみの場合は、当該入札は中止することとする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道津山智頭八東線地方道路交付金工事（道路改良）（上部工）
- (2) 工事場所 八頭郡智頭町大字智頭
- (3) 工事内容
本件工事は、主要地方道津山智頭八東線の道路改良工事を行うものである。
- (4) 工事の規模、構造等
橋梁^{りょう}上部工 L = 98.1メートル W = 6.0 (12.0) メートル
ポストテンション方式PC連続中空床版橋 5径間
橋体工 一式
支承工 一式
伸縮継手工 一式
高欄工 一式
- (5) 工 期 平成16年9月から平成17年3月25日
- (6) 予定価格 201,434,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年9月7日までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。
- (5) 平成16年8月27日（金）から同年9月7日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成16年4月1日（木）から同年9月7日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC連続場所打ち中空床版橋の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員として施工したものに限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- ア 主任技術者にあっては、次に掲げる基準を満たす者であること。
- (ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- (イ) 同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員のものに限る。
- (ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
- イ 監理技術者にあっては、次に掲げる基準を満たす者であること。
- (ア) アの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす者であること。
- (イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年8月27日（金）から同年9月7日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukyouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年8月27日（金）から同年9月7日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡都家町大字都家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140 - 1

鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(9) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、当該入札は中止する。

正 誤

平成16年8月17日付鳥取県告示第580号（出納長の権限に属する事務の一部の委任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
3	下から11	久本採石株式会社	久本砕石株式会社

